

大阪府営住宅

住まいのしおり



	ページ
■もくじ	1
■府営住宅の管理は…	3
■指定管理者 管理センターの所在地	5
■入居の際の手続きについて…	7
■家賃などの支払いについて…	9
■家賃について…	11
■収入超過者について…	13
■高額所得者について…	15
■共益費などの負担について…	17
■駐車場の利用について…	19
■入居中に必要な手続きは…	21
■住宅の保管義務について…	23
■共同生活のルール	29
■快適な暮らしをしていただくために…	31
■電気、水道、ガスのご使用は…	33
■住宅の修繕・維持管理の負担	37
■万一の災害に備えて…	39
■退去時の手続きは…	41
■府営住宅修繕・維持管理負担区分表	43
■大阪府営住宅条例	45
■上手にお住まいいただくために 「どうしよう こんなとき」府営住宅ガイドブック	54

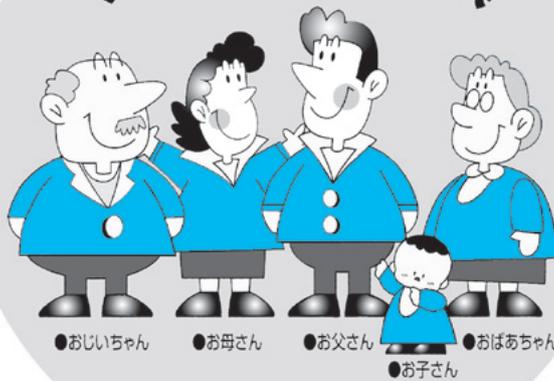
大阪府営住宅指定管理者
発行  東急コミュニティー

監修  大阪府住宅まちづくり部住宅経営室

すこやかさんの家族



●指定管理者の職員



●おじいちゃん

●お母さん

●お父さん

●お子さん

●おばあちゃん



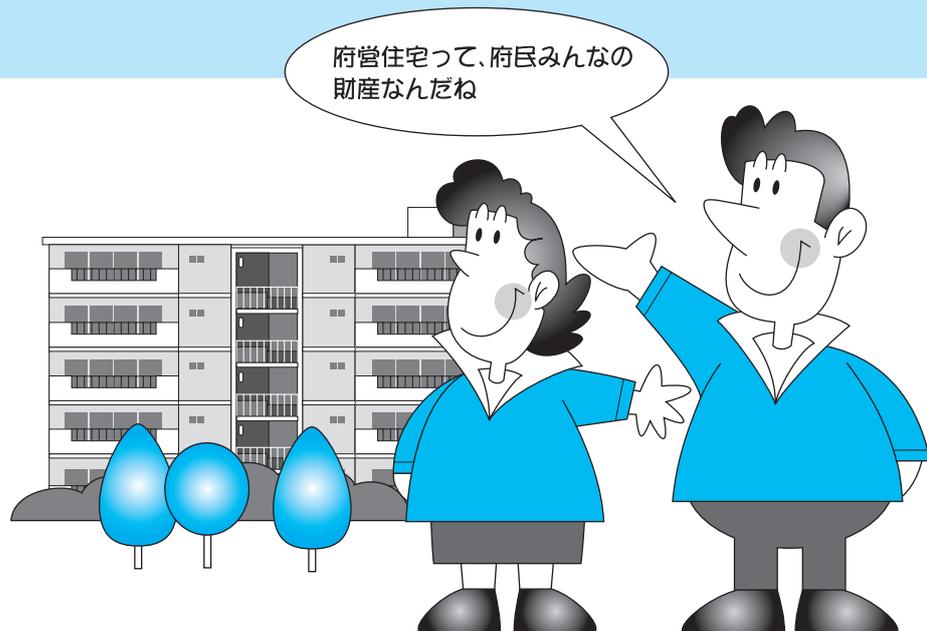
●巡回管理員

はじめに

府営住宅には、収入の低い方を対象とした公営住宅と、中堅所得者の方を対象とした特定公共賃貸住宅(地域特別賃貸住宅を含む)とがあります。これらの住宅は、国の補助を受けて大阪府が整備したもので、大阪府民共有の財産です。したがって、一般の貸家やアパートなどとは異なり、公営住宅法や大阪府営住宅条例などによってさまざまな制限や義務が定められています。また、日常生活のいろいろなことについても、入居者のみなさん同士の約束ごとや取り決めが必要になります。

この「住まいのしおり」は、住宅を正しく、大切に使用していただくために必要なことがらをまとめたものです。大切に保存して、折にふれ、ご活用していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本文記載事項は、全住宅に共通した内容としていますので、個々の住宅には該当しないものもあることをご承知おきください。



もくじ

府営住宅の管理は…

- 3 ページ ●ご相談は管理センターへ
- 各種の届出書などの取り次ぎは巡回管理員に
- 4 ページ ●指定管理者とは ●ネットワーク員の配置

指定管理者 管理センターの所在地

- 5 ページ ●大阪府営住宅 堺東管理センター
〒590-0076 堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル6階
電話 072-221-1083(募集案内)
072-221-1084(お住まいの方専用)
072-221-0109(代表) FAX 072-221-1078
- 大阪府営住宅 泉大津管理センター
〒595-0025 泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪3階
電話 0725-28-0001(家賃・各種届出)
0725-28-0002(住宅募集・駐車場)
0725-28-0012(修繕・住宅返還)
0725-28-0010(代表) FAX 0725-28-0005
- 6 ページ ●大阪府営住宅 高槻管理センター
〒569-0803 高槻市高槻町15-8 ダイエツビル5階
電話 072-685-1092(募集案内)
072-685-1093(お住まいの方専用)
072-685-1091(代表) FAX 072-685-1098
- 大阪府営住宅 藤井寺管理センター
〒583-0026 藤井寺市春日丘1-8-5 藤井寺駅前ビル3階
電話 072-930-1093(募集案内)
072-930-1098(お住まいの方専用)
072-930-1090(代表) FAX 072-930-1091

入居の際の手続きについて…

- 7 ページ ●入居時期 ●住宅の点検
- 水道・電気・ガスの使用申し込み
- 8 ページ ●火災保険への加入のお願い
- 引越の際のご注意 ●住民票などの手続き
- 入居届の提出

入居時

家賃などの支払いについて…

- 9 ページ ●支払っていただく費用の種類
- 入居中の家賃・共益費の納入方法
- 10 ページ ●家賃の証明

家賃について… 公営住宅にお住まいになる方

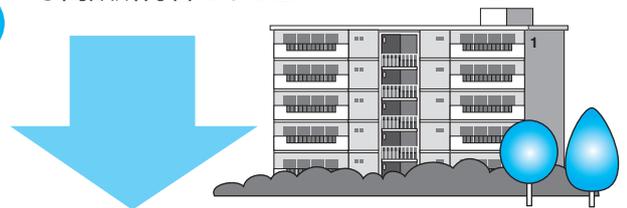
- 11 ページ ●公営住宅の家賃制度のしくみ
- 収入申告について
- 12 ページ ●収入認定に対する意見申出(更正申請)
- 家賃減免制度

収入超過者について…

- 13 ページ ●収入超過者とは
- 14 ページ ●収入超過者になると…

高額所得者について…

- 15 ページ ●高額所得者とは
- 16 ページ ●高額所得者になると…



入居中

■住宅の保管義務について…

- 23 ページ ●住宅の明け渡し
- 週料・賠償
- 24 ページ ●火災保険への加入について
- 25 ページ ●落書きの防止
- 排水施設
- 26 ページ ●府営住宅の敷地
- 耕作等の禁止
- 27 ページ ●エレベーター
- 集会所 ●自転車置場
- 28 ページ ●ゴミの処理 ●屋上
- 受水槽・給水塔・浄化槽
- 階段・廊下

■共同生活のルール

- 29 ページ ●みんなでコミュニティづくりを
- 30 ページ ●迷惑行為の禁止

■快適な暮らしをしていただくために…

- 31 ページ ●玄関 ●台所
- ベランダ(バルコニー) ●浴室
- 32 ページ ●便所等

■電気、水道、ガスのご使用は…

- 33 ページ ●電気 ●水道 ●ガス
- 36 ページ

共益費などの負担について…

- 17 ページ ●大阪府へ支払うもの
- 18 ページ ●自治会などへ支払うもの

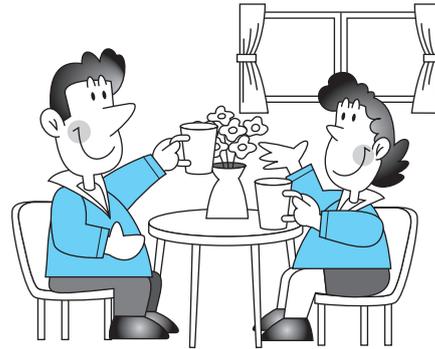
駐車場の利用について…

- 19 ページ ●駐車場の利用の条件
- 駐車場使用料および保証金
- 20 ページ ●駐車場使用料の納入方法
- その他、留意点
- 必ず守ってください!

入居中に必要な手続きは…

- 21 ページ ●各種申請などの手続き
- 手続きが必要な場合

22 ページ



退去時の手続きは…

- 41 ページ ●退去時の手続き
- 退去時の精算
- 42 ページ ●家賃などの精算



入居中

退去時

■住宅の修繕・維持管理の負担

- 37 ページ ●入居者の負担で行う修繕等
- 府の負担で行う修繕等
- 38 ページ ●住宅の修繕依頼方法

■万一の災害に備えて…

- 39 ページ ●火災 ●台風
- 40 ページ ●地震 ●避難方法

■退去時の手続きは…

- 41 ページ ●退去時の手続き
- 退去時の精算
- 42 ページ ●家賃などの精算

■府営住宅修繕・維持管理負担区分表

- 43 ページ ●建築一般
- 設備一般
- 44 ページ ●車いす常用者世帯向け戸修繕負担区分表

■大阪府営住宅条例

45 ページ - 53 ページ

■「どうしよう こんなとき」 府営住宅ガイドブック

- 54 ページ ●水まわりがたいへん!
- 電気の具合がおかしい!
- 危ない!ふいの災害時に…
- 67 ページ ●日頃の住まいのお手入れ